

## 要介護認定高齢者の障害者控除について

介護保険制度で要介護の認定を受け、障害者手帳の交付を受けていない 65 歳以上の高齢者には、要介護認定の資料を確認し、基準により確定申告や町県民税申告で障害者控除を受けるための認定書を交付します。

町役場福祉課に「障害者控除対象者認定書交付申請書」を提出してください。**後日認定書を送付します。**(電子申請はできません。)

※本人、代理人(本人以外が申請する場合)の印鑑が必要です。

### お問い合わせ先

嘉手納町役場 福祉課 社会福祉係  
TEL 956-1111 (内線186)

## 沖縄税務署からの「お知らせ」です!

沖縄税務署 ☎ 098-938-0031(代表)

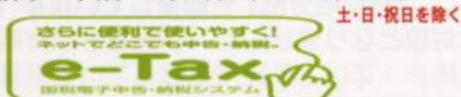
確定申告会場はこちらです!



沖縄商工会議所ホール 沖縄市中央4-15-20

平成20年分所得税等の確定申告会場は「沖縄商工会議所ホール」です!

開設期間：平成21年2月2日～3月16日



## 住基カードと電子証明書を利用しませんか。

住基カードには「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」の2種類があり、「写真付き住基カード」は金融機関等で口座を開設するときや、携帯電話を新規購入するときなどに、運転免許証やパスポートと同じく公的な身分証明書としてご利用できます。

また、どちらの住基カードも電子証明書を格納することができ、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して所得税の確定申告等ができるようになります。

平成20年分の所得税の確定申告書の提出をe-Taxで行う場合、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

(平成19年分の確定申告で、この税額控除の適用を受けた方は受けられません。)

- ・住基カード取得までに日数がかかる場合があります。
- ・住基カードの発行手数料は無料です。(平成23年3月31日まで)
- ・電子証明書の発行手数料は500円です。
- ・住基カードおよび電子証明書の申請は昼食時間(12時から13時)には受付できません。

申請方法の詳細については、町民課窓口にお問い合わせ下さい。

嘉手納町役場 町民課 戸籍住民係 956-1111 (内線143)

## 嘉手納町に事業所をお持ちの方へ

給与支払報告書(源泉徴収票)は  
平成21年2月2日(月)までに提出してください

- ① 給与受給者の1月1日現在における住所所在地の市区町村長へ提出しなければなりません。
- ② 退職者については、退職した年の翌年1月31日までに退職時の住所所在地の市区町村へ提出しなければなりません。  
(臨時、アルバイトに関しても30万円を超える給与の支払いをした場合には提出が義務付けられています。)

## 個人住民税の特別徴収 実施のご案内

「従業員の所得税は給与から源泉徴収しているけど、個人住民税は天引きしていない」ということはありませんか?

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、毎月、従業員に支払う給料から住民税(市町村民税+県民税)を徴収(天引き)し、市町村へ納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び市町村の条例の規定により、給与支払者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

詳しいことについては 嘉手納町役場 税務課 税務係  
までお尋ねください。TEL 098-956-1111(内線184)



健康づくりグループ募集中 1月9日(金)まで  
嘉手納町役場 いきいき健康課 町民保健係 TEL 956-1111 (内線156)